

令和8年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務委託仕様書

1 業務の目的

低所得のひとり親（児童扶養手当受給者）世帯に対し、県産米を提供することにより経済的な支援を行い、ひとり親世帯の生活の安定を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要

低所得のひとり親世帯に対する県産米の調達・配送 6,200件

4 提供する県産米

令和8年産 山形県産米（「つや姫」、「雪若丸」、「はえぬき」いずれかの単一原料米とする。）
精白米 ビニール袋入り 10kg

5 配送の時期及び提供対象者

(1) 令和8年12月末までに配送

令和8年9月支払い（令和8年8月分）の児童扶養手当を受給した方
（ただし配偶者がある者は除く。）

(2) 令和9年2～3月に配送

令和9年1月支払い（令和8年12月分）の児童扶養手当を受給した方
（ただし配偶者がある者及び(1)に該当する者は除く。）

6 委託業務の内容

- (1) 受託者は、発注者から提供された提供対象者の名簿に基づき、県産米を送付する前に、発注者の確認を得た上で、提供対象者一人ひとりにハガキ等で事業内容をお知らせすること。
- (2) 受託者は、辞退の連絡を受けた者を除き、上記5の(1)に該当する者には令和8年12月末日までに、上記5の(2)に該当する者には令和9年2月から3月までに、それぞれ配送を行うこと。
- (3) 配送する県産米は、すべて単一原料米とし、ビニール袋入りで、2kg・3kg・5kg・10kg入りのいずれかのもので合計10kgとし、発注者が提供するチラシとあわせて段ボール箱に梱包し、提供対象者の自宅に配送すること。なお、配送の際には、山形県が提供する県産米であることがわかるよう、段ボール箱又は宅配便の送り状に明記すること。
- (4) 県産米の品質等については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、品質の確保に努めること。

7 報告書の作成

受託者は、業務を行った月は、その月末までの配送実績に関する業務完了報告書（別紙様式）を、翌月の10日（ただし、令和9年3月の場合には令和9年3月31日）までに配送が確認できる書類とともに発注者に提出すること。

8 その他

- (1) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後 5 年間保存すること。
- (2) この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と協議するものとする。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

受託者 所在地
名 称
代表者 職名・氏名

業 務 完 了 報 告 書

このことについて、委託業務を下記のとおり完了しましたので、業務委託契約書第 14 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1	委託業務名	令和 8 年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務
2	契約金額	(うち消費税及び地方消費税の額 円)
3	契約年月日	令和 年 月 日
4	契約期間	令和 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
5	完了した 業務の内容	ひとり親世帯に対する県産米提供 (令和 年 月分) 件
6	業務完了日	令和 年 月 日

※発注者 記入欄

検査結果	
検査実施日	令和 年 月 日
検査員 職名・氏名	